

## 出席停止についてのお願

お子様が、下記の病気にかかったという連絡を頂いた場合、学校保健法伝染病の予防の規定によって、他の園児への蔓延を防止するため、出席停止を指示いたしますので、宜しくご協力をお願いします。

尚、登園は医師の診断を必ず受け、下記の登園許可証を園に提出してください。

(註) 次の伝染病にかかった者については、次の期間を出席停止の基礎としていますが、但し病状により医師において、その伝染病の予防上支障がないと認めるときは、この限りではない。(第20条例・第5条・第2項)

- (1) インフルエンザにあつては、発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
  - (2) 百日咳は、特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌薬療法が終了するまで
  - (3) 麻疹は、解熱した後3日を経過するまで
  - (4) 流行性耳下腺炎（おたふく風邪）にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
  - (5) 風しんにあつては、発疹が消失するまで
  - (6) 水痘（水ぼうそう）にあつては、すべての発疹がかさぶたになるまで
  - (7) 咽頭結膜熱（プール熱）にあつては、主要症状が消えてから2日を経過するまで
  - (8) 結核は、感染のおそれがないと認められるまで
  - (9) 髄膜炎菌性髄膜炎は、感染のおそれがないと認められるまで
- ◎出席停止を指示された場合は、その間欠席扱いはいたしません。  
.....キリトリ線.....

## 登園許可証

組 氏名

診療の結果、主要症状も消退し予防上支障がないと認めないので登園を許可します。

病名

平成

年 月 日

医 師

印

大和山王幼稚園園長殿